

広報「永平寺」有料広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、永平寺町が発行する広報永平寺（以下「広報」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（掲載の範囲）

第2条 広報永平寺に掲載できる広告は、町の広報紙としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- （2）公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- （3）政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- （4）町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- （5）誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- （6）町税、使用料及び町からの貸付金等の返済を滞納している者の広告
- （7）前各号に掲げるもののほか町の広報紙に掲載する広告として町長が適当でないと認めるもの

（広告の規格等）

第3条 広告の位置、規格及び広告料は別表のとおりとする。

（広告掲載希望者の募集）

第4条 広告掲載の募集は、広報等により公募するものとする。

（広告掲載の申込み）

第5条 広告掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、広報永平寺有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告の原稿を添えて指定された期日までに町長に申し込むものとする。

（広告掲載の決定等）

第6条 町長は、前条の申込みがあったときはその内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の広告掲載の可否を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、当該申込みに係る広告掲載について、永平寺町広告審査委員会に意見を求めることができる。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、広報永平寺有料広告（掲載・非掲載）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告審査委員会）

第7条 広告の掲載に関する事項を審査する機関として、永平寺町広告審査委員会（以下

「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は総務理事、委員は産業建設理事、民生理事、教育理事、監理課長の職にあるものをもってそれぞれ充てる。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議等)

第8条 委員会の会議は(以下「会議」という。)は、広告掲載の申込みがあったときに委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会の会議に付議すべき事案(以下「事案」という。)について特に緊急を要するため、委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、事案について持ち回りにより審査させることができる。
- 3 委員会の庶務は企画財政課に置いて処理する。

(審査結果の報告)

第9条 委員長は、委員会を行った場合は、その会議の結果を速やかに町長に報告しなければならない。

(広告主の責任等)

第10条 掲載した広告の内容に関する責任は、すべて広告掲載をする者(以下「広告主」という。)が負うものとする。

- 2 広告主は、町税等を完納していなければならない。
- 3 広告原稿は、申請者の負担とする。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告主は、第6条第3項による掲載決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。

(掲載の取消し、中止)

第12条 町長は、広報紙の編集上支障があると認めたときは、掲載決定を取消することができる。

- 2 町長は、前項の規定により、掲載決定を取消したときは、広報永平寺有料広告掲載取消等通知書(様式第3号)を広告主に通知するものとする。
- 3 広告主は、諸事情により広告の掲載を取り消す場合は、広報永平寺有料広告掲載取消申出書(様式第4号)を広報発行日の14日前までに町長に提出するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年 9月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

位 置	規 格	広告料(1回当たり)
広報永平寺 (毎月第1金曜発行)	半枠 縦50mm×横 87mm	5,000円
	全枠 縦50mm×横178mm	10,000円

* 広告掲載期間は最低6ヶ月継続を原則とする。